



宮 崎 県 公 報

平成24年 4 月19日 (木曜日) 第 2380 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく介護機関 (介護老人保健施設) の指定…………… (“) 2	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 3	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定の辞退…………… (“) 3	
○民有林の保安林の指定 (2 件) …………… (自然環境課) 3	

○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 4	
○地図及び簿冊の認証 (3 件) …………… (農村計画課) 5	
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定…………… (農村整備課) 5	
人事委員会規則	
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 5	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 5	
労働委員会告示	
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閲覧等の公示…………… 6	
正 誤	
○平成24年 3 月22日付け県公報 (第2372号) 中…………… 7	

告 示

宮崎県告示第 314号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 4 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひむか薬局国富店	東諸県郡国富町大字岩知野字六江 736番地 1	平成24年 2 月 1 日

宮崎県告示第 315号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成24年 4 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
安藤歯科医院	日向市鶴町 1 丁目57番地	平成24年 4 月 1 日
セントケア訪問看護ステーション都城	都城市年見町23- 1	平成24年 3 月 1 日

宮崎県告示第 316号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年 4 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊井内科医院	延岡市上大瀬町 2 番地 4	平成23年 6 月30日
やの歯科医院	日南市吾田西 4 丁目 5 番36号	平成23年 9 月30日

宮崎県告示第 317号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 24 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原 5 番 36 号	ワタキュー薬局国富店	東諸県郡国富町大字岩知野 756-3	平成 24 年 1 月 1 日
医療法人社団光学堂	延岡市愛宕町 3 丁目 1 61 番地	のべおか老健あたご	延岡市中島町 4 丁目 3 14 番地 3	平成 24 年 3 月 1 日
株式会社ピ助っ人	都城市菓子野町 10298 番地 1	指定訪問介護ステーションきしゃぼっぼ	都城市菓子野町 10298 番地 1	平成 24 年 2 月 23 日
医療法人社団正立会黒松病院	都城市金田町 2263 番地	デイサービスねお	都城市金田町 2263 番地	平成 24 年 3 月 1 日
特定非営利活動法人心の芽	日南市大字殿所 81 番地 1	心の芽 ヘルパーステーション	日南市大字殿所 81 番地 4	平成 24 年 4 月 1 日
有限会社久保田建設	小林市堤 20 77 番地 8	ホームライフひむかデイサービス	小林市堤 20 76 番地 1	平成 23 年 12 月 1 日
有限会社久保田建設	小林市堤 20 77 番地 8	ホームライフひむか訪問介護	小林市堤 20 76 番地 1	平成 23 年 12 月 1 日
合同会社クリエイティブ	日向市大字富高 6276 番地 21	宝園	日向市大字富高 6276 番地 21	平成 24 年 3 月 1 日
株式会社アワダホーム	日向市東郷町山陰字後口原辛 826 番地 2	デイサービスあくた東郷店	日向市東郷町山陰字後口原辛 826 番地 2	平成 24 年 3 月 1 日
有限会社二葉薬局	小林市真方 13	二葉薬局	えびの市大字向江字葉広田 499	平成 24 年 3 月 1 日
株式会社すまいるさぼ	北諸県郡三股町大字権	野の花	北諸県郡三股町大字権	平成 24 年 4 月 1 日

うと景	山 4394 番地 3		山 4407 番地 1	
株式会社サン・ルーム	延岡市平田町 2347 番地	株式会社サン・ルーム デイサー ビス雲海	西臼杵郡高千穂町大字三田井 6186 番地 5	平成 24 年 2 月 8 日
社会福祉法人平成会	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間 170 番地	グループホーム神話の里	東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字橋野原 3057 番地	平成 24 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 318 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 24 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団光学堂	延岡市愛宕町 3 丁目 1 61 番地	居宅介護支援事業所あたご	延岡市中島町 4 丁目 3 14 番地 3 のべおか老健あたご内	平成 24 年 3 月 1 日
有限会社久保田建設	小林市堤 20 77 番地 8	ホームライフひむか居宅介護支援	小林市堤 20 76 番地 1	平成 23 年 12 月 1 日
特定非営利活動法人あむ愛あい	日向市大字財光寺 2939 番地 8	居宅介護支援事業所愛あい	日向市大字財光寺 2939 番地 8	平成 24 年 3 月 1 日

宮崎県告示第 319 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関（介護老人保健施設）を次のとおり指定した。

平成 24 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
のべおか老健あた こ	延岡市中島町 4 丁目 3 14 番地 3	平成24年 3 月 1 日

宮崎県告示第 320号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年 4 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
佐 藤 新 五	医療法人明 成会 吉松 病院	都城市	外科	平成24年 4 月 1 日
己 斐 幹 生	医療法人社 団杉杏会 杉本病院	延岡市	内科、循 環器科、 リハビリ テーショ ン科	平成24年 4 月 1 日
黒 川 精 一 郎	医療法人社 団杉杏会 杉本病院	延岡市	内科、循 環器科、 リハビリ テーショ ン科	平成24年 4 月 1 日
田 原 徳 人	医療法人友 光会 整形 外科押領司 病院	小林市	整形外科	平成24年 4 月 1 日
石 澤 宗 純	いしざわ循 環器内科	えびの 市	循環器内 科、消化 器内科、 内科、麻 酔科	平成24年 4 月 1 日

宮崎県告示第 321号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関はその指定を辞退した。

平成24年 4 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	辞 退 年月日
沖内科・小児科医院	小林市	精神通院医療	平成24年 3 月31日

宮崎県告示第 322号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年 4 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字小八重甲20
82・甲2083- 2・甲2132- 3・甲2139- 1・甲2139- 2（以上 5
筆について次の図に示す部分に限る。）、甲2083- 1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字小八重甲2083- 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 323号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年 4 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字轟山
4245- 1、4245- 3、4251- 1から4251- 3まで、4256- 3、42
56- 4、字椎ノ元4297- 1、4297- 2、字樋井口4430- 1、4430
- 3、4430- 5、4430- 6、4452- 1、4452- 2、4456、4467、
字日ヶ暮4484- 1、4484- 3、4490- 2から4490- 7まで、4515
- 1、4523、4535、4536- 1、4559、4561- 1、4562- 4、4562
- 10、字山中4641- 2、4642- 1から4642- 3まで、4647- 1、
4650- 1、4650- 6、4653- 1、4653- 2、4660- 1、4661、46
66- 1、4666- 2、4669- 4、4670- 1、4670- 2、4671、4673
、4679- 1、4679- 3、4679- 4、字轟口4701- 4、4701- 8

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 324号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大川田地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線、標柱6号と7号を平成19年宮崎県告示第336号で指定した同号3に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱7号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日南市大字東弁分字大平甲1722-1
2	“ “ “ 甲1727
3	“ “ “ 甲1724-2
4	“ “ “ 甲1717
5	“ “ “ 甲1716-1
6	“ “ “ 甲1716-1
7	“ “ 字大川田甲 870-1 地先道路敷
8	“ “ 字地蔵原甲 871-1
9	“ “ 字大川田甲 865-2
10	“ “ “ 甲 863-3
11	“ “ 字大平甲1721

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー錦町店
宮崎市錦町38番1 外1筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年12月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,900㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

A棟建物南側 (No.1)	31台
B棟建物西側 (No.2)	32台
A棟建物3階 (No.3)	60台
A棟建物屋上 (No.4)	72台
合計	195台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

A棟建物南側 (No.1)	15台
A棟建物南側 (No.2)	10台
A棟建物南西側 (No.3)	30台
B棟建物敷地南東側 (No.4)	5台
合計	60台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

A棟建物北西側 (No.1)	174.66㎡
B棟建物北西側 (No.2)	55.0㎡
合計	229.66㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟建物内北西側 (No.1)	18.63㎡
A棟建物内北西側 (No.2)	7.88㎡
A棟建物内北西側 (No.3)	7.88㎡
B棟建物内北西側 (No.4)	3.0㎡
合計	37.39㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻午前9時 閉店時刻午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

A棟敷地南東側及び南西側	2箇所 (出入口2箇所)
B棟敷地南東側及び西側	2箇所 (出入口2箇所)
合計	4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 (No.1)	午前6時～午後10時
荷さばき施設 (No.2)	午前6時～午前9時

8 届出年月日

平成24年3月30日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年4月19日から平成24年8月20日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成24年4月19日から平成24年8月20日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに

に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成24年 4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4月 1日から平成22年 3月12日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字秋山の一部
- 4 認証年月日
平成24年 4月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成24年 4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4月 1日から平成22年 3月12日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字奈留の一部
- 4 認証年月日
平成24年 4月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成24年 4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
西都市
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年 4月 1日から平成23年 3月25日
- 3 地籍調査を行った地域
西都市大字穂北の一部
- 4 認証年月日
平成24年 4月10日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、尾鈴北第 1 土地改良区（川南町、都農町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間
平成24年 4月19日から平成24年 5月22日まで
- 3 縦覧場所
川南町役場内、都農町役場内

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 4月19日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第12号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2（第 3 条関係）				別表第 2（第 3 条関係）			
1～7 [略]				1～7 [略]			
8 医療職給料表(三)				8 医療職給料表(三)			
職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
6 級	[略]			6 級	[略]		
				<u>5 級</u>	<u>4 種</u>	<u>1</u>	<u>50,800円</u>
9 [略]				9 [略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成24年 4月 1日から適用する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 8 号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する

平成24年 4月19日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取	1号警備業務	平成24年 7月 2日(用)から 7月 5	20人

得講習	日(木)まで
-----	--------

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
 宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
1号警備業務	平成24年5月21日(月)から6月1日(金)まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

- (ア) 2 の(1)に該当する者
 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (イ) 2 の(2)に該当する者
 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
- (ウ) 2 の(3)に該当する者
 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 2 の(4)に該当する者
 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警

備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 2 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあつせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成24年4月19日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

あつせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成24年4月9日現在)

氏名	閥歴及び現職	委嘱日
江上仁訓	県労働委員会事務局長	平23. 4. 4
江藤洋行	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平23. 8. 22
大久保貴司	県労働委員会労働者委員 自治労宮崎県本部執行委員長	平23. 8. 22
大野保郎	県労働委員会事務局調整審査課長	平24. 4. 9
大森一仁	県労働委員会使用者委員 宮銀ビジネスサービス(株)代表取締役	平24. 2. 6
金丸憲史	県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平23. 8. 22
木下清隆	県労働委員会労働者委員 U I センセン同盟宮崎県支部顧問	平23. 8. 22
倉掛正志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平23. 8. 22

末 藤 孝 憲	県労働委員会使用者委員 米良電機産業 (株) 顧問	平23. 8. 22
高 橋 隆 也	県労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部執行 委員長	平23. 8. 22
辰 元 圭 子	県労働委員会使用者委員 (福) 信愛会副理事長	平23. 8. 22
中 原 健 次	県労働委員会公益委員 元宮崎県参事	平23. 8. 22
中別府 暎 治	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組 合会議事務局長	平23. 8. 22
日 野 直 彦	県労働委員会公益委員 弁護士	平23. 8. 22
宮 田 行 雄	県労働委員会公益委員 弁護士	平23. 8. 22
山 崎 真一朗	県労働委員会公益委員 弁護士	平23. 8. 22
山之内 点	県商工観光労働部労働政策課長	平24. 4. 9
横 山 節 夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会会長	平23. 8. 22
米 澤 淳	県労働委員会事務局調整審査課 課長補佐	平24. 4. 9

正 誤

平成24年3月22日付け県公報 (第2372号) 中

ページ	段	行	誤	正
4	左	43	宮崎県告示 219号	宮崎県告示第 219号

--	--